

令和2年第1回板倉町議会臨時会会議録目次

○招集告示	1
○応招・不応招議員	2
第1日 11月26日(木曜日)	
○議事日程	3
○出席議員	3
○欠席議員	3
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	3
○職務のため出席した者の職氏名	4
開 会 (午前 9時00分)	5
○開会の宣告	5
○町長挨拶	5
○諸般の報告	6
○会議録署名議員の指名	6
○会期の決定	6
○承認第 9号 専決処分事項の承認について(町長等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例)	7
○議案第42号 板倉町職員の給与に関する条例及び板倉町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について	8
○議案第43号 町長、副町長及び教育長の諸給与条例の一部を改正する条例について	8
○議案第44号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について	8
○町長挨拶	10
○閉会の宣告	10
閉 会 (午前 9時18分)	10

板倉町告示第96号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第101条及び第102条の規定により、令和2年第1回板倉町議会臨時会を次のとおり招集する。

令和2年11月20日

板倉町長 栗原 実

1. 期 日 令和2年11月26日
2. 場 所 板倉町役場 議場
3. 付議事件
 - 1) 専決処分事項の承認について（町長等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例）
 - 2) 板倉町職員の給与に関する条例及び板倉町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
 - 3) 町長、副町長及び教育長の諸給与条例の一部を改正する条例について
 - 4) 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について

○ 応 招 ・ 不 応 招 議 員

○ 応 招 議 員 (1 2 名)

1 番	小 野 田	富 康	議 員	2 番	亀 井 伝	吉	議 員
3 番	森 田	義 昭	議 員	4 番	本 間	清	議 員
5 番	小 林	武 雄	議 員	6 番	針 ヶ 谷	稔 也	議 員
7 番	荒 井	英 世	議 員	8 番	今 村	好 市	議 員
9 番	黒 野	一 郎	議 員	1 0 番	青 木	秀 夫	議 員
1 1 番	市 川	初 江	議 員	1 2 番	延 山	宗 一	議 員

○ 不 応 招 議 員 (な し)

令和2年第1回板倉町議会臨時会

議事日程（第1号）

令和2年11月26日（木）午前9時開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
日程第 2 会期の決定
日程第 3 承認第 9号 専決処分事項の承認について（町長等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例）
日程第 4 議案第42号 板倉町職員の給与に関する条例及び板倉町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
日程第 5 議案第43号 町長、副町長及び教育長の諸給与条例の一部を改正する条例について
日程第 6 議案第44号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について

○出席議員（12名）

1番	小野田	富康	議員	2番	亀井	伝吉	議員
3番	森田	義昭	議員	4番	本間	清	議員
5番	小林	武雄	議員	6番	針ヶ谷	稔也	議員
7番	荒井	英世	議員	8番	今村	好市	議員
9番	黒野	一郎	議員	10番	青木	秀夫	議員
11番	市川	初江	議員	12番	延山	宗一	議員

○欠席議員（なし）

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

栗原	実	町	長
中里	重義	副	町長
落合	均	総	務課長
根岸	光男	企	画財政課長
丸山	英幸	税	務課長
峯崎	浩	住	民環境課長
橋本	宏海	福	祉課長
小野寺	雅明	健	康介護課長
伊藤	良昭	産	業振興課長
高瀬	利之	都	市建設課長

多	田	孝	会 計 管 理 者
小	野 田	博 基	教 育 委 員 会 長 事 務 局
伊	藤	良 昭	農 業 委 員 会 長 事 務 局

○職務のため出席した者の職氏名

小	林	桂 樹	事 務 局 長
小	野 田	裕 之	庶 務 議 事 係 長
伊	藤	泰 年	行 政 庶 務 係 長 兼 議 会 事 務 局 書 記

開 会 (午前 9時00分)

○開会の宣告

○延山宗一議長 おはようございます。

ただいまから告示第96号をもって招集されました令和2年第1回板倉町議会臨時会を開会いたします。
直ちに本日の会議を開きます。

○町長挨拶

○延山宗一議長 日程に入るに先立ち、栗原町長より挨拶したい旨申出がありますので、これを許します。
栗原町長。

[栗原 実町長登壇]

○栗原 実町長 改めまして、おはようございます。

初冬の穏やかな晴天がこのところ続いているわけではありますが、ついせんだっての21日には、ダイヤモンド婚、金婚式、コロナ対策を踏まえた上で、悩みましたが、一応挙行をすることができ、議員各位にも忙しい中をご出席をいただきました。

また、昨日は、東洋大学跡地の問題が上毛新聞の1面に報道されまして、この件については、臨時議会、本日終了後に、意見交換をさせていただきたいというふうに思っております。

そういうことで、まずは今日は臨時議会ということで招集をさせていただきましたが、ご多忙の中、お世話さまになるところであります。

11月21、22、23日、まさにダイヤモンド婚式と前後して3連休でもございまして、晴天に恵まれ、国民の一般的秋の観光行楽シーズンの一番最後の連休というようなことでありまして、一気に経済再生というか再起を狙ったG o T o キャンペーンの効果あるいはキャンペーンに火がつき、ここ一、二か月の行楽各地は、平年近く、もしくは八、九割方の人出に戻ったようであります。大きく落ち込んだ迎える側のホテルや店主の安堵の表情がテレビを通して流れるたびに、経済再生への多くの人々の期待が感じられたところがございます。

しかし、それと相反して、国中、特に大都市東京、大阪、名古屋、北海道と第3波到来を思わせる患者発生数が、今期最高人数を連日更新していましたことから、経済重視もさることながら、底知れぬ感染拡大に対する不安や医療崩壊の心配も現実のものに近づきつつある可能性が、並行して日々指摘されてきたということもありまして、ご承知のとおり、結果として、さすが経済重視の政府の施政判断も拡大防止策を検討せざるを得ないとして、総理大臣からG o T o キャンペーンの見直しも談話という形で発表されたところでもあります。

コロナに限らず、ウイルス対策としては、その効果を上げるためには、先々の遺失利益を守るための最大限の施策原則、ウイルス感染等々、様々な、インフルエンザも含めて、その効果を上げるため、その目的は先々の遺失、失う利益を最大限に守るとの施策原則は、早く、強く、短期間で集中するというウイルス感染の専門家からの見解からいたしますと、今回非常に学者さんから、周りから、嫌というほど指摘をされ、やむなくみたいな形に見える政府のG o T o キャンペーンに対するいわゆる反応の発表は、果たして有効な手段となるのか、あるいは遅きに失していると言われるような結果がこの先さらに出てくるのか、そうい

う意味では非常に注目に値する状況がこれから推移をしていくのかなというふうに思うところであります。

ずっと、ずっと2月からコロナ、コロナで参りまして、間違いなく今年は、取りあえずはこのコロナで暮れるということはまずは間違いのないようでありまして、またワクチンの開発もすぐ目前まで来ているというテレビの世界的なニュースも、果たしてどこまで信頼ができるのかという、半信半疑の国民の我々の姿勢も目線もありますので、いろんな面で目が離せない状況が続いているというふうに言われてもよろしいかなと思っております。

そういう中で、今日は、さきの町長選を踏まえ、11月17日からの4期目の私自身の任期開始に当たり、専決処分とさせていただいた町長、副町長、教育長の給与カット継続の件を筆頭に、さきのコロナも含めた景気を踏まえたさきの人事院勧告により、一般公務員人件費関係の是正指摘を受けての議案3本の審議をお願いするものであります。よろしく願い申し上げたいと思います。ありがとうございます。

○諸般の報告

○延山宗一議長 それでは、諸般の報告をいたします。

地方自治法第121条の議事説明員は、出席通知のありました者の職氏名をお手元に配付してありますので、ご了承願います。

次に、本臨時会に付議される案件は、専決事項の承認1件、条例の一部改正議案3件であります。

以上で諸般の報告を終わります。

これより日程に従い、議事を進めます。

○会議録署名議員の指名

○延山宗一議長 日程第1、会議録署名議員の指名をいたします。

会議録署名議員に

4番 本間 清 議員

5番 小林 武雄 議員

を指名いたします。

○会期の決定

○延山宗一議長 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

今臨時会の会期については、11月20日に議会運営委員会を開催しておりますので、委員長より報告願います。

青木議会運営委員長。

[青木秀夫議会運営委員長登壇]

○青木秀夫議会運営委員長 それでは、本臨時会の会期及び議事日程についてご報告申し上げます。

本件については、11月20日に議会運営委員会で協議した結果、会期については本日1日のみと決定いたしました。

議事日程については、承認第9号及び議案第42号から議案第44号までの4議案について、提案者より提案

理由の説明の後、議案ごとに審議決定を行い、全日程を終了することに決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○延山宗一議長 お諮りいたします。

今臨時会の会期及び議事日程について、ただいま委員長の報告のとおり決定することに異議ありませんか。

〔異議なし〕という人あり〕

○延山宗一議長 異議なしと認め、今臨時会の会期は、委員長報告のとおり、本日1日のみと決定いたしました。

○承認第9号 専決処分事項の承認について（町長等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例）

○延山宗一議長 日程第3、承認第9号 専決処分事項の承認について（町長等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例）を議題とし、町長より提案理由の説明を求めます。

栗原町長。

〔栗原 実町長登壇〕

○栗原 実町長 それでは早速、承認第9号 専決処分事項の承認についてということで提案を申し上げます。

内容としては、先ほども申し上げましたが、町長等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例ということでご提案を申し上げます。

本案につきましては、平成21年1月1日から令和2年11月16日までを特例期間として、町長の給料月額にあっては30%、副町長及び教育長の給料月額にあっては20%をそれぞれ減額しておりました。この特例期間をさらに4年間延長し、令和6年11月16日までとするものであります。

なお、改正前の条例におきましては、令和2年11月16日までと定めていた特例期間を継続させるため、地方自治法第179条第1項の規定により、令和2年11月13日付で専決処分をしたものでございます。

以上、ご説明申し上げましたが、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。改めて担当課長の説明は予定いたしておりません。

○延山宗一議長 説明が終わりました。

これより承認第9号について質疑を行います。質疑ありませんか。

〔なし〕という人あり〕

○延山宗一議長 質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔なし〕という人あり〕

○延山宗一議長 討論を終結いたします。

これより承認第9号について採決いたします。

原案に賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○延山宗一議長 起立全員であります。

よって、承認第9号は原案のとおり可決されました。

○議案第42号 板倉町職員の給与に関する条例及び板倉町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について

議案第43号 町長、副町長及び教育長の諸給与条例の一部を改正する条例について

議案第44号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について

○延山宗一議長 日程第4、議案第42号 板倉町職員の給与に関する条例及び板倉町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてから日程第6、議案第44号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例についてまでの3議案を一括を議題とし、町長より提案理由の説明を求めます。

栗原町長。

[栗原 実町長登壇]

○栗原 実町長 それでは、続いて議案第42号から議案第44号までの3件は、それぞれに関連がございますので、一括して説明をいたすところでございます。

初めに、議案第42号 板倉町職員の給与に関する条例及び板倉町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてご説明をいたします。

議案第42号につきましては、本年の人事院勧告及び群馬県人事委員会勧告におきまして、民間の支給割合との均衡を図るため、ボーナスの引下げが勧告されたことを受け、本町におきましても一般職の常勤職員及び会計年度任用職員の期末手当の額を両勧告に準じて改定するため、所要の改正を行うものでございます。

主な改正内容につきましては、それぞれの期末手当の支給月数を年間0.05か月分引き下げるものでございます。

次に、議案第43号 町長、副町長及び教育長の諸給与条例の一部を改正する条例について及び議案第44号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例についてご説明を申し上げます。

議案第43号及び議案第44号につきましては、人事院勧告及び群馬県人事委員会勧告に基づく一般職の職員の給与改定に伴いまして、町長、副町長、教育長並びに議会議員の期末手当の額を一般職の職員に準じて改定するため、所要の改正を行うものでございます。

主な改正内容につきましては、それぞれの期末手当の支給月数を、同じく年間0.05か月分引き下げるものでございます。

以上、議案第42号から44号までを一括してご説明申し上げましたが、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

同じく担当課長の説明は予定いたしておりませんので、よろしくお願いたします。

以上です。

○延山宗一議長 説明が終わりました。

初めに、議案第42号 板倉町職員の給与に関する条例及び板倉町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に

関する条例の一部を改正する条例について質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○延山宗一議長 質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○延山宗一議長 討論を終結いたします。

これより議案第42号について採決いたします。

原案に賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○延山宗一議長 起立全員であります。

よって、議案第42号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第43号 町長、副町長及び教育長の諸給与条例の一部を改正する条例について質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○延山宗一議長 質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○延山宗一議長 討論を終結いたします。

これより議案第43号について採決いたします。

原案に賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○延山宗一議長 起立全員であります。

よって、議案第43号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第44号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○延山宗一議長 質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○延山宗一議長 討論を終結いたします。

これより議案第44号について採決いたします。

原案に賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○延山宗一議長 起立全員であります。

よって、議案第44号は原案のとおり可決されました。

○町長挨拶

○延山宗一議長 以上で今臨時会に付議された案件は全て終了いたしました。

ここで町長より発言を求められておりますので、これを許します。

栗原町長。

[栗原 実町長登壇]

○栗原 実町長 大変今日は短い時間ではございましたが、提案させていただいた全ての議案4本をご決定いただき大変ありがとうございました。

コロナの景気いかに、来年度も含めて、まさに景気がどうなるかということも含め、また人事院勧告等も密接に関連があり、再発動、再々発動もあるかもしれません。ということも含め、時によると急を要してのこういった臨時議会も含めて、皆様方にご協議をいただく機会もあるやに何となく予想もいたしておりますが、そういう意味では今日皆様方にお骨折りいただき決定されたとおり、早速施行をしまいたいというふうに思います。大変ありがとうございました。

○閉会の宣告

○延山宗一議長 以上をもちまして令和2年第1回板倉町議会臨時会を閉会いたします。

大変ご苦労さまでした。

閉 会 (午前 9時18分)